

専決処分の報告について

1 報告件名

区道のインターロッキングブロック舗装の段差による転倒事故に係る示談処理

2 事故の概要

平成29年7月21日13時30分頃、高島平二丁目31番先の区道を歩行中の者が、インターロッキングブロック舗装に生じた段差により転倒し、負傷した。

3 専決処分年月日

令和元年6月5日

4 専決処分の内容

区は、本事故による損害額に当たる金額を被害者に支払うこととし、今後、区と被害者との間に、債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。なお、骨折治療後の負傷箇所の完治（リハビリ）に相当の期間を要したため、今年度の専決処分となった。

5 示談金額

金292,344円

なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が区へ補てんされる。

6 示談の相手方

70歳代 女性（区内在住）

現場の状況

